

交渉情報	NO.77	日本郵便信越支社 総務・人事部
JP労組 信越地方本部	2017年5月8日	添付資料:1枚

郵便計画手当等の支給区分指定の変更について

日本郵便信越支社総務・人事部長は、本日（5月8日）「郵便計画手当等の支給区分指定の変更」について地方本部に説明してきました。

標記概要については、ネットワーク再編に伴い地域区分機能の移管、また深夜勤務の廃止に伴う郵便計画手当及び夜間特別手当の支給区分が変更することにより手当額が改正されるものです。

1. 対象局
新潟局・新潟中央局・長岡局・新潟西局・高田局
2. 変更理由
深夜勤務廃止等に伴い夜間特別勤務手当の改定、郵便計画手当については夜間郵便点数（取扱物数等）が各局の実施日以降変更等するため。
3. 改定日
 - (1) 新潟局、長岡局、高田局・・・2017年5月 4日（木）
 - (2) 新潟中央局、新潟西局・・・2017年6月19日（月）
4. 対象局及び支給区分
別紙支社資料参照
5. 現在の郵便計画手当支給人数（参考）

新潟中央局	長岡局	新潟西局	高田局
21人	17人	8人	12人

※ ネットワーク再編に伴い地域区分機能を移管する効率化計画であるため、特例措置として該当改定日が属する月から24ヶ月間に限り、従前の支給区分に該当するものとみなし支給する。

なお当該社員へは、丁寧に説明し了承を得ることを確認しています。
地本からはこの間、手当支給に関し誤支給・未支給が発生していることから手当が
変更される時期には支社から注意喚起を含め適切な指導を行う事を要請し確認し
ています。

【労使対応】 単局窓口